

○金融庁告示第 号

証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成十九年 月 日をもって廃止する。

平成十九年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

一 証券取引法施行令第一条の九第四号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件（平成十年金融監督庁告示第十八号）

二 顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を指定する件（平成十年金融監督庁告示第二十二号）

三 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件（平成十年金融監督庁告示第二十三号）

四 分別保管の対象から除かれる取引を指定する件（平成十年金融監督庁告示第二十四号）

五 証券等に付随する業務であつて当該業務に関する金銭又は有価証券が分別保管の対象に含まれるものを指定する件（平成十年金融監督庁告示第二十五号）

- 六 証券会社及び外国証券会社の会計処理の方法を定める件（平成十一年金融監督庁告示第八号）
- 七 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第四項に規定する指定格付を指定する件（平成十三年金融庁告示第十六号）
- 八 内部管理業務の統合による弊害防止措置の適用除外対象者を指定する件（平成十三年金融庁告示第六十二号）
- 九 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則第十二条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債権を指定する件（平成十七年金融庁告示第二十七号）
- 十 信託業法施行規則第九十一条において準用する同規則第二十一条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件（平成十七年金融庁告示第二十九号）
- 十一 金融先物取引法施行規則第二十九条の六第一項第一号及び第四項第三号の規定に基づき、金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成十七年金融庁告示第四十四号）
- 十二 金融先物取引法施行規則第一条第一項第四号の規定に基づき、金融庁長官の指定する一般顧客から除かれる者を定める件（平成十七年金融庁告示第四十五号）
- 十三 金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令第一条第四項の規定に基づき、指定格付を定める件（平成十七年金融庁告示第四十六号）

件名

証券取引法施行令第一条の九第四号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件等を廃止する件